

# 心理支援の対象

心理支援の対象については、公認心理師法第2条で、その役割として、「保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学的知識および技術をもって支援を行う」とされていますが、全体として主に次の5分野が対象として考えられています。

定義の中にも述べられているように、保健医療分野、福祉現場、教育分野のほか、司法犯罪分野、産業労働分野です。

それぞれの分野の施設について、具体的に挙げると以下ようになります。

## ①保健医療分野

病院、診療所、保健所、市町村の保健センター、介護療養・医療施設、介護老人保健施設、精神保健福祉センターなどが挙げられます。

## ②福祉分野

地域包括支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設、児童相談所、救護施設、更生施設、老人福祉施設、婦人保護施設、発達障害者支援センター、知的障害者更生相談所、児童自立支援施設、障害者リハビリテーションセンターなどが挙げられます。

福祉分野は範囲が広く、大きくは障害者福祉、児童福祉、老人（高齢者）福祉が考えられますが、女性に対する福祉なども含まれます。

## ③教育分野

学校、教育委員会などが挙げられます。

## ④司法犯罪分野

裁判所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、更生保護施設などが挙げられます。

## ⑤産業労働分野

組織内健康管理センター、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどが挙げられます。

## ⑥その他

5分野としての分類ではなく、開業の心理施設の来所者も対象として考えられます。また、大学院の臨床心理センターなども開業の施設に近い対応が求められています。これらの施設では、問題が上記の5分野に関わるものの、施設からではなく直接相談や支援を求めて来所すること

が考えられます。

以上の各分野において心理的支援を必要とする人々の心理的アセスメントおよび心理的支援と心の健康に関する教育および情報の提供が公認心理師の業務（役割）となります。

支援の対象については、公認心理師の役割としても挙げられているように、支援を必要とする人はもちろん、その問題の関係者（家族や学校・職場の仲間など周囲の人々）の心理アセスメントと心理支援、また心の健康教育や情報の提供なども求められます。

これまでの心理職に求められていた対象からもっと対象が広がっていることがわかりますし、このうちの自分が関わる分野のみでなく連携も含めてほかの領域についても知っておくことが求められています。